

平成 31 年第 2 回農業委員会総会議事録

平成 31 年 2 月 1 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 31 年 2 月 1 日 (金)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 9 号 農地法第 3 条許可について

議案第 10 号 農地法第 4 条許可について

議案第 11 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について

議案第 12 号 農地法第 5 条許可について

議案第 13 号 非農地証明について

議案第 14 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 15 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

[報 告]

報告第 8 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 9 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 10 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 11 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 12 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 13 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

報告第 14 号 平成 30 年農地賃借料の情報提供について

4. 出席委員

1 番	日 高 隆 志	2 番	岡 武 義	3 番	久保田 章 生
4 番	井 野 義 美	5 番	鬼 塚 健 太	7 番	松 元 明 彦
8 番	川 崎 和 久	9 番	松 田 実	10 番	長 友 紘 子
11 番	川 崎 正 信	12 番	川 越 正 彦	13 番	茜ヶ久保 加 代
14 番	持 原 義 信	16 番	片 上 英 行	17 番	比惠島 章 之
18 番	川 越 達 也	19 番	秋 山 広 美	20 番	前 田 峰 子
22 番	外 蘭 香	23 番	井 田 勝 美	24 番	小 玉 利 光

5. 欠席委員

6 番	川 越 定 光	15 番	小 倉 俊 博	21 番	中 村 和 寛
-----	---------	------	---------	------	---------

6. 事務局出席者

局 長	小八重 和 久	副主幹兼農地調整係長	矢 野 勇 一
次 長	日 高 国 弘	農地調整係主任主事	岡 本 妙
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主査	谷 山 弘 生		
総務係主事	加 野 歩 夢		
総務係主事	平 下 拓 実		

7. 市長部局出席者


な し

署名委員

議長

松田英 

委員

長友 紘子 

委員

片上英行 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより平成 31 年第 2 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川越定光委員、15 番小倉俊博委員、21 番中村和寛委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、10 番長友紘子委員、16 番片上英行委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（日高） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

本日は 7 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 9 号農地法第 3 条許可については 12 件、議案第 10 号農地法第 4 条許可については、2 件、議案第 11 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更については 1 件、議案第 12 号農地法第 5 条許可については 24 件、議案第 13 号非農地証明については 4 件、議案第 14 号農用地利用集積計画の決定については 100 件、議案第 15 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断については、3,913 件、以上、審議件数は 4,056 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、20 万 5,014.08 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、17 万 9,089.08 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 9 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第 3 条許可について説明します。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可

基準に合致するかどうかについて審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件につきましては、その旨を備考欄に記載しております。

今回、3名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となっております。1ページの30番と4ページの41番が申請人が3条申請を選択した案件、1ページの31番が売買価格が地域の相場と異なっていたため3条申請となった案件となっております。

それでは、主な案件について説明します。

番号32番をごらんください。

現況地目が「山林原野」となっております。申請地は、過去にクヌギが植林され、現在、違反転用の状態となっておりますが、受人が木を伐採し、農地に復元する確約をしていることから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

なお、同様に、現況地目が「山林原野」である案件が、1ページの33番、4ページの41番にございますが、どちらも受人より「農地に復元して耕作する」旨の確約がなされており、既に一部は樹木の伐採も始めていることから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの40番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可することに決しました。

議案第10号農地法第4条許可について、5ページを議題とします。

○事務局(押川) 農地法第4条許可について説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、番号7につきまして、始末書付の案件となっておりますが、これは農地法の許可を得ずに、申請地に一般個人住宅を建築していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第11号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、6ページを議題とします。

○事務局(押川) 事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にかわって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が、変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号3をごらんください。

申請人は、宮崎市小松台北町在住の個人です。本申請につきまして、宮崎市大字跡江の農地に「自己住宅及び車庫」を建築する目的で農地法第5条の転用許可申請を行い、昭和43年11月21日に転用許可を得ております。許可後、住宅及び車庫を建築する計画で所有権移転を行いました。転用が実行されないまま、転用実行者が死亡しました。今回、転用実行者を承継人に変更し、変更後の申請においても立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請につきましては、10ページの議案第12号27番で別途議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第12号農地法第5条許可について、7ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第5条許可について説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります。転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号18をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町乙在住の農家など6名、受人は広島県広島市に本拠を置く太陽光発電事業などを行う法人です。

本日、お手元に「農地法第5条許可資料」を配付しております。1ページに位置図を、2ページに航空写真を、3ページに土地利用計画図を、4ページに排水計画を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地につきまして、1ページの位置図のとおり、宮崎市田野町の中心部から北西に約2キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に太陽光発電施設を整備したく申請に及んだものです。なお、一体利用する山林を含めた事業面積は1万4,605平米となっております。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」です。

2ページの航空写真をごらんください。申請地の西側は太陽光発電施設が既に設置され、また南側につきましては、航空写真では農地及び山林となっておりますが、平成30年5月に農地転用許可を受け、現在は太陽光発電施設が設置されています。申請地の北側及び東側は山林であり、申請地の周囲には農地はなく、4ページにあります排水計画のとおり、雨水は自然浸透及び側溝を整備し、渡人のうち1名が所有する山林等を介し、申請地の南側にある松山川へ放流し処理する計画となっており、農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号19をごらんください。

申請人につきまして、渡人は宮崎市神宮東3丁目在住の農家、受人は宮崎市高洲町在住の個人で、親子でございます。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎市立宮崎東小学校から東に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分につきまして、申請地は平成28年3月18日に換地処分が行われた土地改良事業の区域内の土地であり、「第1種農地」と判断されますが、申請地は、本土地改良事業において非農用地区域として定められた区域内にあり、「宅地」とするよう計画された土地であり、不許可の例外である「土地改良事業において非農用地区域と定められた区域において、土地改良事業計画に定められた用途に供する場合」に該当しております。

申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にはブロックを設け、土砂の流出を防止し、雨水は浸透ますを設置し処理、また生活排水は公共下水道に接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われれます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

次に、番号20をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市山崎町在住の農家など2名、受人は宮崎市新栄町在住の個人2名です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎市立宮崎東小学校から北に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」と判断されますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを設け、土砂の流出を防止し、雨水は道路側溝へ放流し処理、また生活排水は公共下水道に接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号21がございます。

次に、番号22をごらんください。

申請人につきまして、渡人・受人ともに宮崎市大字熊野在住の農家で、親子でございます。申請地は、宮崎市大字熊野にあります木花地域センターから南西に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に農業用倉庫などの農業用施設を整備したく申請に及んだものです。

申請地は、農業振興地域の農用地区域内に位置しておりますが、今般用途区分を「農業用施設用地」に変更しており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途に供する場合」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを設け、土砂の流出を防止し、排水は発生せず、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号23をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字柏原在住の個人、受人は西都市に本拠を置く土木工事業などを営む法人及び諸塚村に本拠を置く土木工事業などを行う法人2社です。申請地は、宮崎市佐土原町下那珂にあります宮崎県埋蔵文化財センターから西に約800メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、申請地を宮崎県発注の国道219号広瀬バイパス法面工事のための仮設事務所などとして一時利用したく申請に及んだものです。受人が2社となっておりますが、これは同工事が2つの工区に分けて発注されており、それぞれ1工区ずつ工事を受注し、工事現場が近いことから、2社合同で仮設事務所などを設置することとなったためです。

なお、申請地は、本申請前から一部資材置場などとして利用されていることから、始末書の提出を受けております。

申請地は、農業振興地域の農用地区域内に位置しておりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成などは行わず、雨水は南側道路側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、そのほかの案件におきましても始末書付の案件がございますが、立地基準・一般基準を充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号18番につきましては、2月14日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第13号非農地証明について、14ページから15ページの5番までを議題としま

す。

○事務局（矢野） 議案第 13 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記または農地台帳の地目が農地で、現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由としては、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

この 4 件の案件につきましては、1 月 21 日に地元農業委員と現地調査を行った結果、申請どおり現況が農地でないと判断したところでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第 14 号農用地利用集積計画の決定について、16 ページから 69 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、井野義美委員の退室を求めます。

（4 番井野義美委員退室）

○事務局（平下） 議案第 14 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、16 ページの番号 50 番から 69 ページの番号 145 番までの 96 件でございます。内訳としましては、使用貸借権の再設定が 2 件、新規設定が 1 件、賃借権の再設定が 7 件、新規設定が 6 件となっております。また、吉野地区の使

用貸借権、賃貸借権が 50 件、浮田、長嶺の使用貸借権が 23 件となっております。66 ページの番号 139 番から 69 ページの 145 番までの 7 件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

井野義美委員の入室を求めます。

（4 番井野義美委員入室）

○議長（松田） 次に、70 ページから 71 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（平下） 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、70 ページの番号 146 番から 71 ページの番号 149 番までの 4 件でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 15 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、72 ページを議題とします。

本人及び同居人の親族にかかわる案件がございますので、久保田章生委員、外菌香委員、井田勝美委員の退室を求めます。

（3 番久保田章生委員、22 番外菌香委員、23 番井田勝美委員退室）

○事務局（谷山） 議案第 15 号について説明いたします。

議案書「別冊」の1ページ、差し替え分をごらんください。

農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断を行うため、本年度は、平成30年12月7日から12月14日の6日間にかけて、「生目」「池内・住吉」「大宮・檜」「大淀」「高岡」「田野」「清武」の計7地区において、荒廃化が進んでいる農地を対象に調査を行いました。期間中は、各地区の農業委員及び推進委員、各総合支所農林建設課担当者及び農業委員会事務局職員、延べ82名による現地調査のほか、道路がないなどの理由で現地まで行くことができない箇所については、航空写真により現況確認を行いました。

1ページ目はその調査結果の地区別集計表でございますが、一番下の行に合計値を載せております。調査対象農地延べ3,913筆、面積にしまして約201.2ヘクタールについて、農地・非農地判断基準に従い慎重に判定した結果、農地判断が4筆、面積にしまして1,822平米、非農地判断が3,909筆、面積にしまして約201ヘクタールとなりました。

非農地と判断した主な理由としましては、長年の耕作放棄等により山林もしくは原野化が著しく、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であること、また、圃場への道路がなく迫田などで面的整備がされておらず、湿地帯で継続した営農が困難と見込まれる土地であることなどが挙げられます。

一方で、農地と判断した主な理由としましては、荒廃化は進んでいるものの、周囲が優良農地に囲まれており、周辺の営農に影響を及ぼすおそれがある農地であると判断したことによるものです。

議案書「別冊」の2ページから110ページにかけましては、1筆ごとの一覧表でございます。

農地・非農地の判断結果につきましては、表の右端の列に記載しております。

なお、農地と判断した4筆につきましては、4ページの92番、93番、94番、そして19ページの641番が該当します。

それ以外につきましては、全て非農地との判断結果が出ております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

久保田章生委員、外菌香委員、井田勝美委員の入室を求めます。

(3番久保田章生委員、22番外菌香委員、23番井田勝美委員入室)

○議長(松田) これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局(日高) 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第8号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてございまして、その数5件でございます。

報告第9号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてございまして、その数13件でございます。

報告第10号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてございまして、その数4件でございます。

報告第11号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてございまして、その数18件でございます。

報告第12号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてございまして、その数2件でございます。

報告第13号は、相続等による権利移動についてございまして、その数10件でございます。

報告第14号は、平成30年農地賃借料の情報提供についてございまして、その数1件でございます。

なお、報告第8号、第9号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

報告第10号、第11号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それ

ぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告第14号は、農地法第3条と農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料の実績でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこちらをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、平成31年第2回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時43分閉会